



長野県報

6月12日(木)
平成20年
(2008年)
第1972号

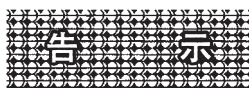
目次

告示

地方自治法に基づく指定代理納付者の指定(税務課)	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	2
特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部改正(健康づくり支援課)	2
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱(昭和56年長野県告示第483号)の一部改正(健康づくり支援課)	2
遷延性意識障害者医療費給付実施要綱(昭和55年長野県告示第409号)の一部改正(健康づくり支援課)	2
スモンに対する施術給付等実施要綱(昭和54年長野県告示第2号)の一部改正(健康づくり支援課)	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康づくり支援課)	3
公共測量の終了(建設政策課)	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	4
一般競争入札(広報課)	4
特定調達契約に係る総合評価一般競争入札(総務事務課)	5
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	7
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	7
一般競争入札(病院事業局)	8
一般競争入札(道路管理課)	9
一般競争入札(3件)(河川課)	10
一般競争入札(2件)(医療政策課)	12
一般競争入札(経営企画課)	14
地方公務員等共済組合法に基づく平成19年度決算の要旨(市町村課)	15
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許センター)	18



長野県告示第374号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定を次のとおり行いました。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定代理納付者の名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者の所在地
東京都港区六本木6-10-1
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふるさと信州寄付金に係る寄付金歳入
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成20年6月1日から平成21年3月31日まで

税 務 課

長野県告示第375号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
城西病院	松本市城西1丁目5番16号	平成23年5月26日

医 療 政 策 課

長野県告示第376号

特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部を次のように改正します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

第3第4項第1号中「平成18年厚生省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改め、「に係る食事療養」の次に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」を加え、「平成18年厚生省告示第99号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「平成18年厚生労働省告示第101号」を「平成18年厚生労働省告示第496号」に、「平成18年厚生省告示第102号」を「平成20年厚生労働省告示第67号」に、「平成18年厚生労働省告示第138号」を「平成20年厚生労働省告示第93号」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第5第3号のうち「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療を受けることができる者」を「被保険者」に改める。

別表第2中「10,000円以下」を「5,000円以下」に、「10,000円

を超え30,000円」を「5,000円を超え15,000円」に、「30,000円を超え80,000円」を「15,000円を超え40,000円」に、「80,000円を超え140,000円」を「40,000円を超え70,000円」に、「140,000円を超える」を「70,000円を超える」に改める。

附 則

この告示による改正後の特定疾患治療研究事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成20年4月1日以降の医療給付から適用する。ただし、改正後の要綱別表第2の規定は、平成20年7月1日以降の申請から適用する。

健康づくり支援課

長野県告示第377号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱(昭和56年長野県告示第483号)の一部を次のように改正します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

第3第3号のうち「医療を受けることができる者」を「被保険者」に改める。

第7第1項第1号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

別表第1中「10,000円以下」を「5,000円以下」に、「10,000円を超え30,000円」を「5,000円を超え15,000円」に、「30,000円を超え80,000円」を「15,000円を超え40,000円」に、「80,000円を超え140,000円」を「40,000円を超え70,000円」に、「140,000円を超える」を「70,000円を超える」に改める。

附 則

この告示による改正後のウイルス肝炎医療費給付実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成20年4月1日以降の医療給付から適用する。ただし、改正後の要綱別表第1の規定は、平成20年7月1日以降の申請から適用する。

健康づくり支援課

長野県告示第378号

遷延性意識障害者医療費給付実施要綱(昭和55年長野県告示第409号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日以降の医療給付から適用します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

第3第3号のうち「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療を受けることができる者」を「被保険者」に改める。

第7第1号を次のように改める。

(1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)又は厚生労働大臣が指定する病院の病棟にお

ける療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）に基づき算定した額の合計額から、第3第3号に掲げる各法律に基づき保険者又は共済組合が負担すべき額を控除した額（第3第3号のウに掲げる者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額）

健康づくり支援課

長野県告示第379号

スモンに対する施術給付等実施要綱（昭和54年長野県告示第2号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日以降の施術に係る給付から適用します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

第3第1項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

健康づくり支援課

長野県告示第380号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療
(指定)

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
滝小児科医院	伊那市伊那5753-3	平成20年5月1日
松本市国民健康保険奈川診療所	松本市奈川2366	平成20年5月1日
ひより薬局	長野市若穂牛島字村東沖583-3	平成20年6月1日
松代中島ファミリー薬局	長野市松代町西寺尾1212	平成20年6月1日
藪原眞岡薬局	木祖村大字藪原1151-1	平成20年6月1日
大坂屋薬局湯の脇	諏訪市大和3-5-7	平成20年4月25日
小諸八満ほしまん薬局	小諸市八満188-1	平成20年5月1日
臼田ほしまん薬局	佐久市臼田1992	平成20年5月1日
ローズガーデン訪問看護ステーション	松本市芳川村井町12-1	平成20年6月1日

健康づくり支援課

長野県告示第381号

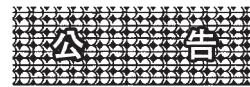
飯綱町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成19年10月25日から平成20年3月14日まで
- 3 作業地域
飯綱町全域

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あづみ野
- 3 代表者の氏名
渡辺 義昭
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科南穂高3046番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に精神の障害や病気を抱えている方等が安心して生活できるグループホームやケアホームの運営と、保健福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域作りを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NAGANO・まちづくり未来